

令和7年10月31日

令和7年度日本語教員試験出願状況についてお知らせします

この度、文部科学省が実施する「令和7年度日本語教員試験」の出願者数等を取りまとめましたので、以下のとおり公表します(出願期間は令和7年7月14日(月)~令和7年8月22日(金))。

令和7年度試験の<u>出願者は18,313人</u>となっています。 試験は、11月2日(日)に全国8地域10会場で実施します。

1. 経緯・目的

「日本語教員試験」は、「登録日本語教員」になるために必要となる資格試験です。

文部科学省では、昨年度から「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」(令和5年法律第41号)に基づき、登録日本語教員になるために必要な資格試験である「日本語教員試験」を実施しており、今年度は11月2日(日)に実施します。

「登録日本語教員」になれば、国家資格により日本語教師に求められる必要な知識、技能、 実践的な技術を修得していることを示すことができ、「認定日本語教育機関」で働くことが可 能となります。

2. 出願状況

(1) 概要

令和7年度出願者数 18,313人 (令和6年度出願者数 18,387人)

(2) 出願状況概要 別紙のとおり

3. 参考

試験結果の通知は、12月12日(金)を予定しています。

<担当> 総合教育政策局日本語教育課 nihongo-shiken@mext.go.jp

令和7年度日本語教員試験 出願状況概要

【表 1】会場別出願状況

地域(会場設置都道府県)	出願者数 (人) (A)	(参考) 令和6年度 出願者数(人) (B)	増減 (A) – (B)
北海道(北海道)	323	241	82
東北(宮城県)	398	305	93
関東(東京都)	8, 138	6, 496	1, 642
中部(愛知県)	1, 460	1, 175	285
近 畿 (大阪府)	3, 087	2, 569	518
中四国(岡山県)	792	481	311
九州(佐賀県)	1, 097	1, 019	78
沖縄(沖縄県)	166	143	23
試験をすべて免除される者 (注)	2, 852	5, 958	▲ 3, 106
計	18, 313	18, 387	▲ 74

⁽注) 「試験をすべて免除される者」とは、下の【表2】の区分において、「E-1ルート」及び「E-2ルート」に該当し、基礎試験・応用試験のすべてが免除される者である。

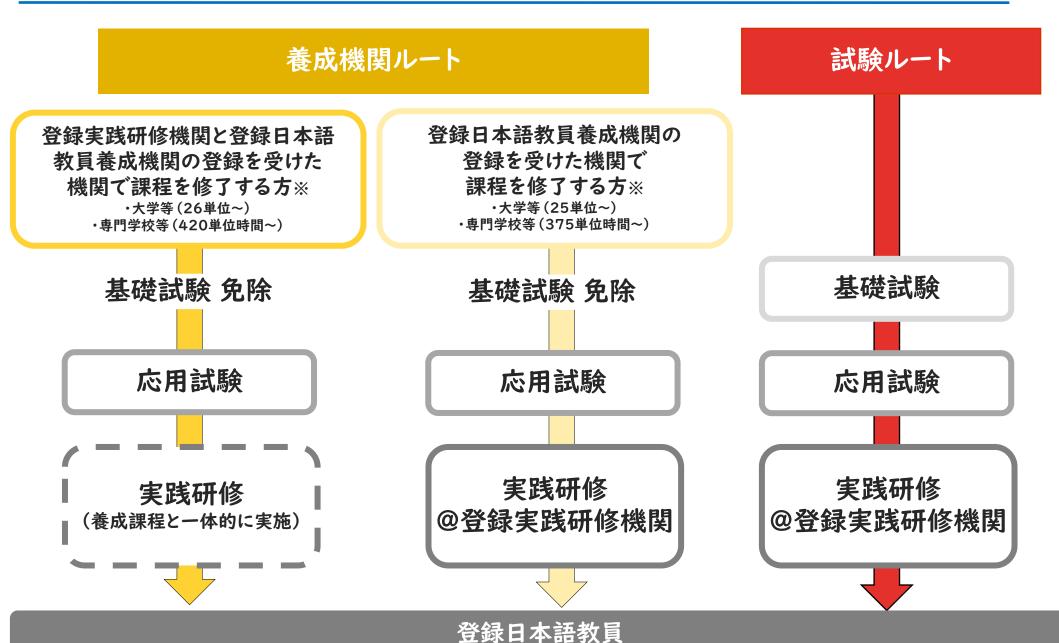
【表2】資格取得ルート別出願状況(注1)

	区 分 <u></u> 試 験 ル ー ト	出願者数 (人) (A) 3,917	(参考) 令和6年度 出願者数 (人) (B) 4,133	増減 (A) - (B) ▲216
		•	4, 133	
	善養 成 機 関 ル ー ト	2, 465	U	2, 465
	Cルート (現職者に限らず必須の50項目に対応した課程修了者)	6, 938	5, 750	1, 188
経	D-1ルート (現職者のうち必須の50項目対応前の課程修了者①)	1, 278	1, 574	▲296
過	D-2ルート (現職者のうち必須の50項目対応前の課程修了者②)	592	691	▲99
措	E一 1 ルート (現職者のうち民間試験に合格した者①)	625	1, 228	▲603
置	E - 2 ルート (現職者のうち民間試験に合格した者②)	2, 227	4, 730	▲ 2, 503
(注2)	Fルート (上記以外の現職者)	271	281	▲10
	計	18, 313	18, 387	▲ 74

(注1)(注2) 「資格取得ルート」と「経過措置」の詳細については参考資料を参照。

登録日本語教員の資格取得ルート





登録日本語教員の資格取得に係る経過措置

経過措置期間



令和6年4月1日~ 令和15年3月31日まで※2

令和6年4月1日~令和11年3月31日まで

※1 平成31年4月1日(法施行5年前)~令和11年3月31日(法施行5年後)の間に法務省告示機関で告示を受けた課程、大学、認定日本語教育機関で認定 を受けた課程、文部科学大臣が指定した日本語教育機関(認定を受けた日本語教育機関が過去に実施した課程)で日本語教員として1年以上勤務した者

(F) (C) (D-I)(D-2)(E-2)現職者※1に限らず必須の50 現職者※1のうち必須の50項 現職者※1のうち必須の50項 現職者※1のうち民間 現職者※1のうち民間 左記以外の 目対応前の課程修了者(2) 試験に合格した者① 試験に合格した者② 目対応前の課程修了者① 項目に対応した課程修了者 現職者※1 左記の養成課程等以外で、5 必須の50項目(※3に掲載さ 左記2つに該当しないもの 昭和62年4月1日~平成15 平成 | 5年4月 | 日~令和6 区分の教育内容(※4に掲載 れたもの。) を実施していること の、現行告示基準教員要件 年3月31日の間に実施され 年3月31日の間に実施され されたもの。) を実施している に該当する養成課程等を修 が確認できた現行告示基準教 た日本語教育能力検定試験 た日本語教育能力検定試験 ことが確認できた現行告示基 員要件に該当する養成課程等 了し、学士以上の学位を有 (公益財団法人日本国際教 (公益財団法人日本国際教 準教員要件に該当する養成 (※5)を修了し、学士以上の する者 育支援協会)に合格した者 育支援協会)に合格した者 課程等(※5)を修了し、学士 学位を有する者 以上の学位を有する者 講習I 講習I 講習修了認定試験 講習修了認定試験 講習Ⅱ 講習Ⅱ 講習Ⅱ 講習Ⅱ 講習修了認定試験 講習修了認定試験 講習修了認定試験 講習修了認定試験 基礎試験 基礎試験 免除 基礎試験 免除 基礎試験 免除 基礎試験 免除 基礎試験 免除 応用試験 応用試験 応用試験 応用試験 応用試験 免除 応用試験 免除 (%6)(%6)実践研修 免除 実践研修 免除 実践研修 免除 実践研修 免除 実践研修 免除 実践研修 免除

登録日本語教員

※2 経過措置期間は原則として法施行後5年(令和11年3月31日)までとするが、現行の養成課程を実施する大学等が登録実践研修機関と登録日本語教員養成機関の登録を受ける前に在籍する学生等への配慮として、大学等の準備が 遅れ、5年の経過措置期間が終了した直後の令和11年4月1日より登録機関としての実践研修・養成課程が開始された場合を想定し、それ以前から在籍した学生等が経過措置を受けられるよう、大学の修業年限が4年であることを踏まえ、 原則である5年に4年を加え、50項目に対応した課程の修了者への経過措置の期間を令和15年3月31日までとする。

※3 日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)改定版(平成31年3月4日)文化審議会国語分科会※4 日本語教育のための教員養成について(平成12年3月30日)日本語教員の養成に関する調査研究協力者会議※5 (C)及び(D-I)の養成課程等については令和5年度中に文部科学省が確認を行い、それぞれの養成課程等の一覧を令和6年7月31日にHPで公開。

https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo nihongo/kyoiku/pdf/94091201 01.pdf

※6 基礎試験と応用試験が両方免除される場合にも、試験に出願し、免除の判断を受け、合格証書を取得することが必要。